2021 年 10 月より、オンライン資格確認導入済み医療機関で受診する際、マイナンバーカードを健康保険証として利用出来るようになります。健康保険証として使用するためには、マイナンバーカードの作成とマイナポータルで「健康保険証機能」の利用申し込みが必要となりますので、以下を参照の上で各自が作成と申請をご検討下さい。なお、「健康保険組合発行の健康保険証」も引き続き、利用可能です。

トップページ | マイナポータル (myna.go.jp)



行政の手続やお知らせの確認が オンラインで利用可能です!

マイナポータルとは?





